職場環境の改善に関する項目

府立学校における休養室の設置について、平成２９年９月に休養室の設置状況や利用状況について一斉調査を実施し、労働安全衛生規則に基づく要件を満たしていない学校に対しては、実地調査等を行いました。その後、各校にて対応を進めた結果、現在、全府立学校に男女別の休養室が設置されています。

休養室の備品等の充実については、関係課と連携してまいります。

特定の教員への業務負担集中の解消に関する項目

教職員の人事異動につきましては、教職員としての経験を豊かにし、その力量を高めるため、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」並びに「府立学校教員人事取扱要領」及び「府立学校教職員人事取扱要領」に基づき、計画的に行っております。

人事異動を進めるにあたりましては、各学校における専門性等を踏まえ、各学校の円滑な運営体制を確保するという観点から、ヒアリング等を通じ、個々の事情についてもできる限り把握したうえで、校長の具申をもとに適切に行ってまいりたいと存じます。

教員の業務負担軽減に関する項目

支援学校の教職員の配置につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき、各学校の学級数等に応じて配置するほか、障がいの重度重複化への対応や、障がいの種別に応じた訓練指導、生徒指導や進路指導などの課題に対応するという観点から、各校の実情や取り組みに応じて、国の定数を活用し加配を行っているところです。

今後とも、支援学校における教育水準や教育課題への対応等を踏まえつつ、法令に基づく定数を確保していく中で、適正な教員配置に努めてまいりたいと存じます。

教職員の業務負担軽減に関する項目

事務職員につきましては、標準法に基づく配置を基本として学校の実情も考慮しながら配置を行っているところ。

今後とも、事務処理体制につきましては、校長ヒアリング等を通じ、事務室の状況把握に努め、学校運営に支障をきたさないよう、適切に対応してまいります。

教職員の業務負担軽減に関する項目

教職員配置については、法令に基づき、各学校の学級数等に応じて配置することを基本としているところであり、栄養教諭につきましては、給食を実施する学校に１人配置としております。

　年度当初や年度中に予測できなかった欠員が生じた場合には、臨時的任用職員をもって充てているところです。

　新規採用数は、児童・生徒数や教職員の退職者数、再任用職員数、国の定数改善計画等の動向を踏まえつつ、教育水準の維持や教育課題への対応に配慮しながら、毎年度決定しています。

　今後とも、栄養教諭等定数の確保に努めるとともに、適正な定数管理に努め、適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでまいります。

今後も、栄養教諭の負担軽減については、学校の意見を聞きながら、様々な手法により、負担が軽減されるよう努めてまいります。

総括実習教員等の選考基準に関する項目

「総括実習教員」、「総括寄宿舎指導員」の選考につきましては、公正・平等に行っているところです。また、実習教員、寄宿舎指導員の教諭任用につきましては、平成３０年度教員採用選考テストにおきましても、通算の勤務経験を考慮した選考を実施したところです。

「総括実習助手」、「総括寄宿舎指導員」につきましては、業務を総括する職と位置付け、取りまとめ等を行うこととしているため、職の任用数に制限を設けざるを得ないことから、困難です。

特別休暇に関する項目

特別休暇については、より府民理解を得られる制度にする観点から、民間状況も一定反映されている国制度を基本に見直しを行い、平成２２年度から実施しているところであり、特別休暇の拡充や新設は困難です。

休暇休業制度については、小学生の子供を持つ親の子育てニーズを踏まえ、部分休業に見合う新たな休暇の制度化に向けた検討を行っていきます。

特別休暇に関する項目

母性保護の権利については、母性保護の観点から個々の実態を踏まえつつ、引き続き、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに取組んでまいります。

教職員の権利の周知徹底については、平成２７年度に教職員の更なる休暇・休業制度の理解向上と取得促進につなげるため、庁内ウェブページに「教職員のための子育て支援ポータルサイト」を立ち上げました。

また、子育て支援ポータルサイトの周知を図るため、教職員向けのポータルサイトである全校トップページにおいて、全教職員に向けて紹介してきたところです。

今後とも、勤務条件等、特に母性保護や子育てに関する特別休暇等の制度運用が、適正に行われるよう指導するとともに、子育て中の職員をはじめ、すべての教職員が働きやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

手当制度に関する項目

教員に対して時間外勤務手当を支給することにつきましては、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」及び「職員の給与に関する条例」の規定から、困難です。

休憩時間に関する項目

学校における休憩時間については、条例等に基づき付与しているところであり、学校職場の実態もふまえ、適切に運用されていると認識しています。

　なお、休憩時間の適切な運用については、「校長は休憩時間を明示し当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応を取ること。また、取得しやすい環境づくりに努めること。」として各学校に指示しているところです。